

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	佐賀県武雄市 41206
地域名 (地域内農業集落名)	西川登町 (高瀬、矢筈、神六、庭木、小田志)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	345 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	230 ha
② 田の面積	97 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	133 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	19 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・町内各地に集落営農組合が設立され、米麦大豆を中心に経営がなされている。
- ・どの集落営農組織でも構成員の高齢化などにより担い手不足が進んでおりその対応が課題になっている。
- ・山間部では茶葉の生産も行われており、こちらも担い手不足が問題になってきている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・町内で生産される農産物は米麦大豆の作付面積が多く、それらは今後においても集落営農組織を中心に経営継続を目指していく。
- ・茶畑についても認定農業者への集積など、意向を確認しながら協議していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・やむを得ない理由などで離農する農家がいる場合は、原則同じ地区、集落内の農家で対象者の経営農地を引き継げるようにしていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	34 %	将来の目標とする集積率	34 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・水稻の団地化は各集落で実施されている。麦についての団地化は一部集落でできている。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、集落営農組織や担い手に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組
・平時の見回り活動をもとに、各種農業用設備の老朽化箇所を洗い出し、各種事業を用いた修繕・更新を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・茶畑の経営を行う認定農業者は市外からの経営者も受け入れている。 ・新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害防止対策として、国・市の事業を活用し侵入防止柵の設置域の拡大、その後地区での管理を行う。
⑦保全管理等の対策として、多面的機能支払交付金を用いた農地農業用施設の維持管理に努めていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
集	西川登町A集落営農	米・大豆	9 ha	ha	米・大豆	9 ha	ha		
集	西川登町B集落営農	米・大豆	21 ha	ha	米・大豆	21 ha	ha		
集	西川登町C農区	米・大豆	23 ha	ha	米・大豆	23 ha	ha		
集	西川登町D集落営農	米・麦・大豆	20 ha	ha	米・麦・大豆	20 ha	ha		
認農	西川登町認定農業者1	茶	2 ha	ha	茶	2 ha	ha		
認農	西川登町認定農業者2	茶	1 ha	ha	茶	1 ha	ha		
認農	西川登町認定農業者3	茶・みかん	1 ha	ha	茶・みかん	1 ha	ha		
認農	西川登町認定農業者4	茶	0.6 ha	ha	茶	0.6 ha	ha		
認農	西川登町認定農業者5	肉用牛	0.5 ha	ha	肉用牛	0.5 ha	ha		
認農	西川登町認定農業者6	肉用牛	0.4 ha	ha	肉用牛	0.4 ha	ha		
認農	西川登町認定農業者7	茶	0.5 ha	ha	茶	0.5 ha	ha		
認農	西川登町認定農業者8	茶	0.6 ha	ha	茶	0.6 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		79.6 ha	0 ha		79.6 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)